

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	ほくと地域応援券発行事業(第7弾)	①物価高騰等対策として、市内飲食店等にて利用できる「ほくと地域応援券」を全市民に配付し、経済的負担の軽減を図るとともに、地域経済の活性化を図る。(第7弾) ②北斗市商工会への事業補助金、その他事務経費 ③事業費計 231,055千円 【北斗市商工会への事業補助金】217,930千円 ・応援券換金費 211,500千円 ・その他事務費(商工会人件費、印刷製本費等) 6,430千円 【その他事務費】13,125千円 ・消耗品費 50千円 ・通信運搬費 11,433千円 ・電算処理委託料 1,642千円 ④対象者 北斗市民42,300人(令和7年12月1日時点で住民登録がある者) ※R7.12.1住基人口42,253人・22,065世帯から算出	R7.12	R8.4以降
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道基本料金等の免除	①物価高騰対策として、令和7年10月検計分から3か月間の水道基本料金及びメーター使用料を免除することにより、市民、市内事業者の経済的負担の軽減を図る。 ②一般会計から水道事業会計への出資金(免除に係る減収分) ③72,076千円(基本料金)+9,983千円(メーター使用料)=82,059千円・・・① システム改修費:243千円・・・② ①+②=82,302千円 ④市水道を使用している市民、市内中小事業者等(国・道・市の公共施設等は対象外)	R7.10	R7.12
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道基本料金等の免除(第2弾)	①物価高騰対策として、令和8年1月検計分から3か月間の水道基本料金及びメーター使用料を免除することにより、市民、市内事業者の経済的負担の軽減を図る。併せて、家事用として井戸水を使用しており、水道料金免の対象とならない世帯に給付金を支給する。 ②一般会計から水道事業会計への出資金(免除に係る減収分)及び、井戸水使用世帯への給付金 ③72,523千円(基本料金)+10,113千円(メーター使用料)=82,636千円・・・① システム改修費:45千円・・・② 井戸水使用世帯への給付金:90千円・・・③ ①+②+③=82,771千円 ④市水道を使用している市民、市内中小事業者等(国・道・市の公共施設等は対象外)及び家事用として井戸水を使用している世帯	R8.1	R8.4以降
4	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	下水道基本料金等の免除	①物価高騰対策として、令和8年1月検計分から3か月分の下水道基本料金を免除することにより、利用者の経済的負担の軽減を図る。 ②一般会計から下水道事業会計への出資金(免除に係る減収分及びシステム改修相当分) ③業務用10,235千円+浴場用33千円=10,268千円 ④市下水道を使用している中小事業者等(国・道・市の公共施設等は対象外)	R8.1	R8.4以降
5	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業燃油高騰対策支援事業	①長引く燃油価格高騰により経済的に大きな影響を受けている漁業者に対し、漁業用燃油の購入費用の一部を補助し、負担の軽減を図る。 ②過去5か年の燃油価格の推移から、最低だったR2年度単価と対象期間(R6.12~R7.11)のへ金単価との差額に対象期に購入した燃油(軽油、ガソリン、灯油、A重油)を対象とする)の数量を乗じて得た金額を交付。 ③軽油:43円(差額単価)×22,043(購入量)=947,849円 ガソリン:43円×32,543=1,399,349円 灯油:47円×27,915=1,312,005円 A重油:48円×6,007=288,336円 計 3,947,569円 : 3,948千円 ④上磯郡漁業協同組合の正組合員及び同組合が認める団体及びグループ計50件	R8.1	R8.3
6	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業経営対策緊急特別支援事業	①長引く燃油価格高騰により経済的に大きな影響を受けている漁業者が、上磯郡漁業協同組合に対する出資金等の支払いに逼迫していることから、指導事業賦課金及び特別負担相当分を補助し、負担の軽減を図る。 ②上磯郡漁業協同組合に対する出資金等のうち、指導事業賦課金及び特別負担相当分を補助。 ③指導事業賦課金分70,000円×対象者73名=5,110,000円 特別負担金115,000円×対象者73名=8,395,000円 計 13,505,000円 ④上磯郡漁業協同組合の正組合員73名	R8.1	R8.3
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援給付事業	①長引く燃油価格高騰により費用負担が増大している一方、医療・介護・福祉施設等の収入は定価で決められており、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、医療・介護・福祉施設等に対し、給付金を支給するもの。 ②施設類型により、1事業所あたりの単価及び定員1名あたりの単価による給付金を交付。 ③給付費39,805千円(医療機関等1,570千円、介護サービス事業所20,340千円、障害福祉サービス事業所14,835千円、保育等事業所3,060千円)、事務費45千円(通信運搬費26千円、振込手数料19千円) 計39,850千円 ④対象事業所206事業所(医療機関等62事業所、介護サービス事業所78事業所、障害福祉サービス事業所55事業所、保育等事業所11事業所)	R8.1	R8.3